



73
6628
12



地方元成錄卷之十一

任置之節

上



靜定亦與曰城者板公事也係管寺院
心身等

元二十七条

門 73
號 6628
卷 12

早稲田大學 圖書部
昭和 28.2.23 受
藏 書

地方元成録卷之十一

○評定不修事

附 同 裁 者 格 事

同 高 倉 者 格 事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

式日 西ノ日 評定不修事

同 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

同 裁 者 格 事

同 裁 者 格 事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

評定不修事 西ノ日 評定不修事

御書寄御用吉備島白州府

評定不裁着板事

三

一 昇令式(九月二十)廿二日着

之儀(沖用)有之式(改)及(其)盟(考)令(由)之(り)

評定元身(在)場(下)外(申)別(長)申(別)之(長)與(給)之(り)

之(令)場(下)但(考)之(り)切(之)事(力)評(定)停(止)之(り)

之(事)人(老)若(考)年(病)考(之)外(係)停(止)之(り)

之(事)之(り)之(事)報(給)内(由)進(来)之(り)第(一)取(之)之(り)

之(事)入(給)内(報)給(者)知(音)好(之)評(定)不(元)裁(考)

令(場)也(可)知(考)之(り)

一 候(置)間(考)事(在)候(下)及(報)給(考)之(事)之(由)也(之)之(り)

之(日)の(候)の(先)取(考)之(事)之(り)

附(之)候(下)之(り)評(定)不(元)裁(考)之(事)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

可(知)考(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

事

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

事

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

寛永十三年三月二日

評定守
大炊守

書付着板(評定)守

定

一 之(事)之(事)裁(考)之(り)後(之)角(限)入(之)事(之)之(由)也(之)之(り)

白紙の若多の紙は又更の紙と書ける人
の及ばぬ間紙の紙は目録紙の紙の中
に書ける一紙出で又書ける。その間
奥の紙は

一 此書は目録の紙は有る者之合の
書人より出でる紙は病人之合の紙
出でる及共ぬ

一 此書は目録の紙は又更の紙と書ける人
の及ばぬ間紙の紙は目録紙の紙の中
に書ける一紙出で又書ける。その間
奥の紙は

以上

三月

洋書は海防箱の文章事

貴

一 此書は海防箱の文章事
一 諸国全島の地図が有る
一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

一 自らの海防の海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

八月

洋書は海防箱の文章事

奉

一 毎月或日海防箱の文章事
一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける
一 海防有る海防の海防と書ける

鳥羽のり先一海りまらふか今くとも西上候
智三返り

但遣り渡りしを他へ送る有し此又城金
無事令成り清王有徳用刻公降仰り候
仲名曰ま徳の由の池又そ附地候と云
中事山の内河建交申文に道一有る
河建交の事申すに檢校可成り申
ゆりて若るる是則に之候事返り

寺社 此所より申す獨以候事
江人の山所へ歸る事 又如天明三年二月
所科書凡未寺院社人下統山獨以候事
改申す獨以候事申すに全社人
此改へ候事申すに全社人

何處申すに申す獨以候事申すに全社人
中へ改申す獨以候事申すに全社人
有し 因奉り 寺院より其候に道申す獨以候事
是其より申す獨以候事申すに全社人
申す獨以候事申すに全社人

寺院の切り租出に宗信義の獨寺院
ゆりて國のり檢中一曰寺社
と云ふ事候

寺院社人曰ま言申すに申す獨以候事
双方より 申す獨以候事 申す獨以候事
之物申すに申す獨以候事申すに全社人

申す獨以候事 申す獨以候事
獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人
申す獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人

○ 寺院の事
申す獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人

附 寺院の事

申す獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人

申す獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人
申す獨以候事申すに申す獨以候事申すに全社人

その月書は限らぬといふ事の内家合書
なり也(其の如し)

佛科下(百座)寺院の區區は有(次支那
傳入)之府(其の如し)之部(山林)の區區は
其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)
佛科下(百座)寺院の區區は有(次支那
傳入)之府(其の如し)之部(山林)の區區は
其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)
佛科下(百座)寺院の區區は有(次支那
傳入)之府(其の如し)之部(山林)の區區は
其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)

一 順支那(華)諸府(其の如し)之部(山林)の區區は
其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)

其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)
佛科下(百座)寺院の區區は有(次支那
傳入)之府(其の如し)之部(山林)の區區は
其の他の如し(報書)なり(其の如し)之部(其の如し)

方の内が各以争を願く者も亦連綿して類全を
此書に他願の者ありと云ふ事あり向方願之地
勘合通る事あり其の書付も先紙を以て
移用して双方の口はら虚実とあり一箇内之事
海内之事も口事とあり他願の口は若くは
分りぬる事あり其の書付も先紙を以て
移用して双方の口はら虚実とあり一箇内之事
大概の書付も先紙を以て移用して双方の口は
若くは分りぬる事あり其の書付も先紙を以て
移用して双方の口はら虚実とあり一箇内之事
書付も先紙を以て移用して双方の口はら虚
実とあり一箇内之事

但双方の口はら虚実とあり一箇内之事
書付も先紙を以て移用して双方の口はら虚
実とあり一箇内之事

一 書付の口はら虚実とあり一箇内之事
書付も先紙を以て移用して双方の口はら虚
実とあり一箇内之事

一 書付の口はら虚実とあり一箇内之事
書付も先紙を以て移用して双方の口はら虚
実とあり一箇内之事

一 書付の口はら虚実とあり一箇内之事
書付も先紙を以て移用して双方の口はら虚
実とあり一箇内之事

上巻の故より下巻の心算の故より三及五の事なるべし
とありぬるに故に道徳と申すは彼も此も是れも
此れも其れも是れもよき人の心算の事なるべし
此れも是れも是れも是れも是れも是れも是れも
の故に及五の事なるべしとありぬるに故に
是れも是れも是れも是れも是れも是れも

一 論所載の故に及五の事なるべし
二 論所載の故に及五の事なるべし
三 論所載の故に及五の事なるべし
四 論所載の故に及五の事なるべし
五 論所載の故に及五の事なるべし

此れも是れも是れも是れも是れも是れも
此れも是れも是れも是れも是れも是れも
此れも是れも是れも是れも是れも是れも
此れも是れも是れも是れも是れも是れも
此れも是れも是れも是れも是れも是れも

心算の事なるべし

一 論所載の故に及五の事なるべし
二 論所載の故に及五の事なるべし
三 論所載の故に及五の事なるべし
四 論所載の故に及五の事なるべし
五 論所載の故に及五の事なるべし

口上書に事なるべし

一 論所載の故に及五の事なるべし
二 論所載の故に及五の事なるべし
三 論所載の故に及五の事なるべし
四 論所載の故に及五の事なるべし
五 論所載の故に及五の事なるべし

豊洲河國河郡河村と云るは物代豊洲河村と有
書海の河と推定す

有るは書海に記されたるは、海に記されたるは、海
由之より、海に記されたるは、海に記されたるは、海
より、海に記されたるは、海に記されたるは、海

一、河村河國河郡河村と云るは、物代豊洲河村と有
可成代河と有るは、海に記されたるは、海に記されたるは、海

改作之河村河國河郡河村と云るは、物代豊洲河村と有
可成代河と有るは、海に記されたるは、海に記されたるは、海

河村河國河郡河村と云るは、物代豊洲河村と有
可成代河と有るは、海に記されたるは、海に記されたるは、海

一、河村河國河郡河村と云るは、物代豊洲河村と有
可成代河と有るは、海に記されたるは、海に記されたるは、海

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村と云るは、物代豊洲河村と有
可成代河と有るは、海に記されたるは、海に記されたるは、海
より、海に記されたるは、海に記されたるは、海
より、海に記されたるは、海に記されたるは、海
より、海に記されたるは、海に記されたるは、海

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

河國河郡河村

世の命も必死に下りてゆく事
何れも在りし河内河海に
有る道ありて道より上りて
一村の事と書きたる事
御書に合はぬ事

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海

右に

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海
河内河海に在りし河海

一 村役の者ありて

一 夫馬事ありて

一 是れ其の事ありて

一 二村の間に

一 一 夫馬の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 一 夫馬の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 一 夫馬の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 一 夫馬の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 一 夫馬の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

一 是れ其の事ありて

漢人傳方寸有の原市有の原

一 國に二處を造るべしとの命を方寸の邊に造るべし
想ふ所の命を更なる命を方寸の邊に造るべし
沙事

是事造るべしは此の邊に造るべし
是事造るべしは此の邊に造るべし
是事造るべしは此の邊に造るべし

重なる 母高徳外
恒なる 一箇の徳外

是の親族の徳を方寸の邊に造るべし
恒なる 一箇の徳外
是の親族の徳を方寸の邊に造るべし

一 親人 親族の徳を方寸の邊に造るべし
一 親人 親族の徳を方寸の邊に造るべし
一 親人 親族の徳を方寸の邊に造るべし

重なる 善教徳外

恒なる 一箇の徳外
是の親族の徳を方寸の邊に造るべし
恒なる 一箇の徳外

一 親人 親族の徳を方寸の邊に造るべし
恒なる 一箇の徳外
是の親族の徳を方寸の邊に造るべし

是の親族の徳を方寸の邊に造るべし
恒なる 一箇の徳外
是の親族の徳を方寸の邊に造るべし

有通鳥外との事
是事造るべしは此の邊に造るべし

貴

是の親族の徳を方寸の邊に造るべし
恒なる 一箇の徳外
是の親族の徳を方寸の邊に造るべし

先陣村侵入ト昔古ト所言取由是
中ノ市ノ大坂田ノ若シテ先陣村ノ津
一應ノ所領ノリヨト申居テ
一五郎内寺社修造ノ於テ以テ其妻親田代ノ
外置田名先達ノ田書付テ又作置田有地不
少古ノ所領ノ津斗水建田名先陣ノ下上
市番下寺社ノリヨト申居テ

一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ
一 市番下寺社ノリヨト申居テ

一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ

同下

一 市番下寺社ノリヨト申居テ
一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ

の各々あり申居テ邊領正ノ元名方ノ初更
初更名方ノ更ノ初更下ノ初更ト申居テ
一 道法寺ノ初更名方ノ初更ト申居テ
初更名方ノ初更名方ノ初更ト申居テ
初更名方ノ初更名方ノ初更ト申居テ
初更名方ノ初更名方ノ初更ト申居テ

一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ

一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ
一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ

一 宗法ノ物ノ更ニ申寺領ノ名先陣ノ
法ノ物ノ先陣ノ物高ノ寺院更ニ言此物ノ
寺院社ノ地也ト申言ハテ邊外申テ其
地高田名先陣ノ田ノ初更先陣ノ田斗取テ

ゆは研奉り不備候事しり有上中為成り又々
支那不可成ふは條に候所くも二款に取らざる
ゆり申すは候事大外は南三浦に候所付分の
は名難用降候事此等ゆり有上事一件
前者は取らり申すは條者也大外は南三
百餘丈上利長十安内五餘二寸ハ美く降り
主事下取候事候事候事候事候事候事
右取手方日候事日候事候事候事候事候事
山左の月候後力取手事向の候事

月日

御奉り不

ゆり有上中為成り事

一 貸金取上り二通海方より有上條のり合限言
あましく知令中候事
一 右取手方日候事日候事候事候事候事候事
一 貸金取上り二通海方より有上條のり合限言
あましく知令中候事
一 右取手方日候事日候事候事候事候事候事
一 貸金取上り二通海方より有上條のり合限言
あましく知令中候事

一 合意多税別合の候方中候事

一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

一 山左取手方日候事
一 山左取手方日候事

世任人の御... 御用... 御...
そ名... 御... 御...
御... 御... 御...

一 支那... 東南... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

御... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

一 支那... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

御... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

御... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

御... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

御... 御... 御...
御... 御... 御...
御... 御... 御...

支那の歴史

書名 支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

支那の歴史 著者 漢人 年 漢 著者

後身は陰陽のありも附之るに代先出先方後入
おまふ見ありて双方親於材後入中安引後生後
の居りて支那のものと他支那親於の敷之るに
方の前も日此の事と自中付死後、後及後入
と春生し付ありて支那の居りて先方後入
と生し、南又の親於、山生りて由行由行
若くは出親れもそのり先出て後生りて
不平生りて平生りて由後世の生りて先方後
方言の由後生りて先方後入、其後生りて
ゆりて世後生りて生りて

他國の若くは支那、其後生りて後生りて
ゆりて先方後入、其後生りて日親於生りて
その後生りて居りて、其後生りて其後生りて
その後生りて其後生りて其後生りて
一、其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

ゆりて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

他國の若くは支那、其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

一、其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

一、其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

一、其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて
其後生りて其後生りて其後生りて其後生りて

元禄三年四月三日
元禄三年四月三日
元禄三年四月三日

文徳元年六月

天保元年七月

書面八条目
書面八条目
書面八条目

有平為松本府
有平為松本府
有平為松本府

文化九年七月

吉川榮次郎

有平為松本府
有平為松本府
有平為松本府

天保元年七月

第百卷

書面通

書面通

各五紙
各五紙
各五紙

三月

松 保藏守
松 保藏守

元禄録卷之十一

松 保藏守

[Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

[A few lines of clearer handwritten text, possibly a signature or a specific note.]

[Small handwritten mark or characters.]

[Small handwritten mark or characters.]

